

令和6年（2024年）2月22日

境港市議会基本条例 検証結果報告書

境港市議会議長 荒井 秀行

1. はじめに

境港市議会は、平成26年4月1日に『境港市議会基本条例（以下「基本条例」といいます。）』を施行、あわせて議会改革推進特別委員会も設置し、基本条例にもとづく議会改革を進めています。

基本条例は、第28条（条例の見直し）第1項にて「一般選挙を経た任期開始後2年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。」と定めています。

令和6年2月が現任期開始後2年に当たることから、議会改革推進特別委員会にて基本条例の達成状況の検証及び評価検討を行い、令和6年1月5日「境港市議会基本条例検証結果報告書（案）」を取りまとめました。

第28条（条例の見直し）第2項は、基本条例の「検証と見直しに当たっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。」と定めていますので、取りまとめた検証結果報告書（案）について、パブリックコメントを令和6年1月10日から2月8日の間、実施をいたしました。

パブリックコメントの結果、ご意見はございませんでしたが、再度、議会改革推進特別委員会にて協議を行い、最終報告書として確定いたしました。

2. 検証結果について

【評価基準】		
A	: 十分達成した。実施した。	4
B	: おおむね達成した。	3
C	: 一部達成した。	2
D	: 実施していない。	1
-	: 評価対象外	-

【評価状況】						
対象外を除いた評価項目数と平均点数						
	総項目	対象外	評価項目	総点数	平均点数	
前回	28	3	25	77	3.08	
今回	29	4	25	67	2.68	R5.11.8時点

【評価のポイント】
①議会が行う自己評価
②議会を構成する議員が、以下2点を基準として評価を行った。
○この4年間で、各々が掲げる理想にどこまで到達しているのか
○前回検証時の進捗度合と今回の検証時の進捗度合との比較

各条文の個別評価については、別紙を参照。

3. 付言事項について

今回の検証において、対応が必要な事項について、以下のとおり付言します。

(1) 議会及び議員の責務と役割、並びに議員間討議及び合意形成

(第2条、第5条及び第17条関係)

多様な考え方を持つ議員の集まった合議体という特性をいかした議員間での活発な議論を経ての政策立案・提言は十分ではありません。議員個人の意見や要望を議会の政策立案や提言に活かすため、また、委員会等での議論の場で、議員相互間の自由討議が促進されるよう、議員間討議のしくみを検討・構築する必要があります。議会として適宜勉強会・研修会等の実施も検討します。

(2) 情報公開、説明責任、会議の公開及び議会広報

(第3条、第4条、第9条及び第12条関係)

本会議を視聴してもらいやすくするため、インターネット配信等への取り組みを進め、あわせて常任委員会のインターネット配信についても検討します。SNSも活用し、より効果的な議会広報のあり方を研究する必要があると考えます。会議ではない「議員説明会」においても、一般の公開に馴染まないもの以外は公開希望を妨げないなど、取り決めを作っていく必要があります。

従来の広報以外の媒体の活用や、本会議のネット配信に合わせた、紙媒体とネットの融合など、今あるものの強みも利用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つきっかけになるよう、より一層の広報に努めます。

(3) 危機管理

(第6条関係)

市議会BCP（市議会における災害発生時の対応要綱）を策定しましたが、今後は、定期的な防災訓練を実施し、具体的な動きの確認や、それに伴う要綱の検証や修正も必要です。また、議会として必要な資機材を検討し、準備を進めます。

(4) 議員の政治倫理

(第8条関係)

令和3年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」第2条第4項において、その推進を積極的に取り組むこととされていることから、女性に対するハラスメント対策は言うまでもなく、それ以外のハラスメントについても、個人判断に任せることのないよう、研修などの取り組みを経た対策を検討していく必要があります。

(5) 市民参加及び意見交換

(第10条及び第11条関係)

公聴会の開催、参考人招致などは、必要時すぐに実施できるよう準備をする必要があります。

市民と議会の懇談会は、開催日時の配慮や内容の改善を検討し、さらに参加していただきやすい工夫が必要だと考えます。新たな広聴の場の検討もしていきます。

(6) 重要政策等の説明及び審議等、並びに調査研究機関の設置

(第15条及び第19条関係)

重要施策について、機を逃さずに説明や資料の提供が行われるよう、執行部と議会の意思疎通を図る必要があります。

重要施策等について「調査研究機関」を設置する詳細な手続き等、先進事例を参考にして、必要時すぐに実施できるよう、検討・議論に着手する必要があります。

(7) 議員研修及び最高規範性

(第20条及び第27条関係)

必要な議員研修について、コロナ禍のような状況下でも、対面によらない研修ができるよう体制を整えていくことも必要だと考えます。

議会基本条例について、議員の任期開始後に速やかに研修を行うよう改善します。

(8) 議会事務局の強化、議会図書室及び予算の確保

(第21条、第22条及び第23条関係)

議会の政策形成能力のさらなる向上、より一層の円滑かつ効率的な運営をするため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めていくことが必要と考えます。法制度の複雑化や情報通信技術の目覚ましい進歩など、世の動きを鋭敏に捉え、即応していくためにも、必要な人材を取り入れ、また育んでいくことが重要です。今後は、人員確保を含めた議論など取り組みを行っていきます。

図書館の充実について、一つ目、同一敷地内にある市民図書館との差別化、二つ目、電子媒体と紙面媒体それぞれの利点を踏まえた上での収集整理、三つ目、開かれた議会としての市民に利用してもらえる議会図書室の役割の3つの視点で議論をしていきます。

充実した議会運営及び議会・議員活動を行っていくために必要な予算の確保とそのための議論を行っていきます。あわせて、今年度から実施している

議会のペーパーレス化のように、コスト削減につながる取り組みも行っていきます。

(9) 議員定数及び議員報酬について

(第24条及び第25条関係)

2020年の改選時から、議員定数を1名削減して16人から15人となりました。今後も議論は必要です。定数減に合わせ検討することとなっていた報酬については、コロナ禍により結論を棚上げとしましたが、今後、議論が必要です。

(10) その他(前回検証時総括)

社会状況の変化や市民ニーズに対応していくため、定期的な条例検証に加え、外部の視点による検証も取り入れていくべきものと考えます。

4. むすび（総括）

議会基本条例を制定してから、今回で3回目の検証となりました。4年間の議会活動を振り返り、議会改革に向けた課題を議論できたことは意義がありました。

評価結果を点数化したところ、前回平均点数は 3.08 のところ、今回の平均点数は 2.68 となり基本条例の目的達成について「一部達成～おおむね達成」の水準ではありませんが、前回の検証結果よりも厳しい評価となりました（2. 検証結果について「評価状況」参照）。

その要因の一つは、コロナ禍の影響で政務活動、意見交換及び議員研修などの実施を制限せざるを得なかったことです。しかしながら、対面で人に会うことや、人の移動に制限がある状況を経験したことにより、そのような状況下でも、必要な議会活動を継続するための工夫をすることが必要であるという認識が深まりました。この経験を今後活かしていくべきと考えています。

二つ目の要因としては、「議会改革推進特別委員会」の委員である議員を含めた全ての議員が、基本条例の理念、並びに議会及び議員の責務と役割について、前回検証時よりも更に理解を深め、そして精通し、厳しく自己評価を行ったことです。しかしこれも、前回検証時よりも議員定数が1名減った中においても、市民の意思を代表する議決機関である市議会の役割と責務を、より一層果たしていこうという思いと決意の表れによるものであるとも捉えています。

なお、調査研究機関の設置など、前回検証時に「議論が必要」としていたにもかかわらず、検討ができていなかった点については、深く反省し、今後議論を進めていく必要があります。

最後に、今回付言事項に挙げた今後の課題について、議会改革推進特別委員会を中心として、議会にて議論及び検討を継続して行うことで、議会改革の歩みが着実に前進できるよう、更なる努力をここに誓います。

基本条例 条文個別評価

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、境港市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念、活動原則並びに議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、議会活動の活性化を図り、市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とします。

評価内容	評価	点数	改正
本条は、具体的評価項目がないため、評価は行わない。	—	—	無

第2章 議会及び議員の責務

(議会の責務及び役割)

第2条 議会は、市民の意思を代表する議決機関であることから、市民の意見の的確な把握及び活発な議論を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策形成」といいます。）並びに行政のチェックという二つの責務を果たさなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
<p>コロナ禍もあり、懇談会等で直接的な意見を聞く機会を設けることは少なかった。</p> <p>しかし、その中でも商工会議所との意見交換会、市民と議会の懇談会、各団体との懇談会等を開き、市民の意見の把握に努め、新型コロナウイルス感染症対策に関して県外在住の成人式出席者へのPCR検査費用の助成等の市長要請を行う等、政策形成としての役割も果たしている。</p> <p>行政のチェックにおいても、一般質問や委員会を通じて、その役割が概ね果たされている。</p> <p>ただし、議員間での活発な議論を経ての政策立案・提言は十分ではなく、議員間討議のあり方等を工夫し、討議を生かした政策立案・提言を行っていく必要がある。</p>	B	3	無

(情報公開)

第3条 議会は、情報の公開に努め、公正で透明性のある活動を進めなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
<p>SNSの活用、議会だよりの発行等の広報を通じたの情報公開はもとより、視察報告書及び政務活動費収支報告書の公開等、従来からの活動に加え、議会Facebookで委員会の様子をアップする等、活用の取り組みを進めている。</p> <p>また、議員の請負の状況の公表に関する条例を新たに制定し、透明性の確保に努めているところである。</p> <p>議会放送機器を更新し本会議のインターネット配信等への取り組みも進めている。</p>	B	3	無

(説明責任)

第4条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
<p>本会議における議案や請願・陳情に対する各議員の賛否を市議会ホームページ及び議会だよりで公表する等、新たな取り組みを行ったところである。その他、委員会での審議内容を議会だよりに一部ではあるが掲載するよう努めている。</p> <p>しかしながら、コロナ禍の期間もあり、市民への直接的な説明の場を設ける機会が少なかった。</p> <p>SNSも活用し、より効果的な議会広報のあり方を研究する必要がある。</p>	A	4	無

(議員の責務及び役割)

第5条 議員は、議会が言論の府であることを深く自覚し、議員相互の活発な議論に努めなければなりません。

2 議員は、自らの資質の向上、政策形成能力を高めるために、不断の研さん及び調査研究に努めなければなりません。

3 議員は、多様な市民の意見及び実態の把握に努めるとともに、市民全体の福利の向上を目指して活動するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
コロナ禍の期間もあり、視察等の調査活動・研修活動が大きく減少したため、インターネットを活用した情報収集や研修に努めた。議会として適宜勉強会・研修会等の実施も検討する必要がある。 また、議員個人の意見や要望を議会の政策立案や提言に活かすため、議員間討議のしくみを検討・構築する必要がある。	C	2	無

(危機管理)

第6条 議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、日頃から市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と連携し、総合的で機動的な危機管理体制の整備に努めるものとします。

2 大規模災害等の不測の事態の発生にあつては、議員は地域で必要な災害時支援に可能な限り参加するとともに、被災状況、市民の意見及び要望を把握し、必要に応じて関係機関に伝達するものとします。

3 前項の統一かつ効果的な対処のために、議会及び議員は、協議及び調整を行う場を設置するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
市議会BCP（市議会における災害発生時の対応要綱）を策定した。今後は、定期的な防災訓練を実施し、具体的な動きの確認や、それに伴う要綱の検証や修正も必要である。また、議会として必要な資機材の検討、準備を進めていく。	B	3	無

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する

議員で構成する会派を結成することができるものとします。

2 会派は、議会運営及び政策形成に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとします。

3 議会は、その運営において、会派に属さない議員の意見も尊重するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
会派間の協議には課題は残るものの、会派に属さない議員も参加の下、会派代表者会議を開催し、合意形成を図る努力を行った。 議案などの審査、主要施策に対する提言などを会派内で議論し、議員間の合意を図った。	B	3	無

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
本条及び、境港市議会政治倫理条例を遵守している。 令和3年3月には、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進するため、会議規則第2条を改正し、会議への欠席事由を拡充し出産に伴う欠席期間を明示した。 令和3年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」第2条第4項において、その推進を積極的に取り組むこととされていることから、女性に対するハラスメント対策は言うまでもなく、それ以外のハラスメントについても、個人判断に任せることのないよう、研修などの取り組みを経た対策を検討していく。	B	3	無

第3章 市民との関係

(会議の公開)

第9条 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とします。

評価内容	評価	点数	改正
<p>本会議、委員会ともコロナ禍でも対策をとり傍聴可能とし、公開に努めた。</p> <p>本会議はケーブルテレビ（中海テレビ放送）で中継、録画放送を行っており、議事録もホームページで公開している。委員会についても、議事録は手続きを経れば閲覧できる状況にある。</p> <p>本会議を視聴してもらいやすくするため、YouTubeでの配信を開始する予定である。</p> <p>会議ではない「議員説明会」においても、一般の公開に馴染まないもの以外は公開希望を妨げないなど、取り決めを作っていく。</p>	B	3	無

(市民参加)

第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとして。

- 2 議会は、審議事項に関する市民意見及び専門的知見の把握のため、必要に応じて公聴会の開催及び参考人の招致を行うものとして。
- 3 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとして。

評価内容	評価	点数	改正
<p>公聴会の開催、参考人招致などは、必要時すぐに実施できるよう準備をする必要がある。また、閉会中でも開催・招致ができるように、条文改正又は規程制定を行うことも検討する。</p> <p>請願及び陳情については希望に応じ意見陳述の場を設けている。陳情については提出の手續や方法を整理し、メールでも提出できるようにした。</p>	C	2	有

(意見交換会)

第11条 議会は、市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との意見交換会を適時開催するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
コロナ禍の中でも、商工会議所や障がい者団体との懇談会を開催した。 市民と議会の懇談会も、同じ理由で開催は少なかったものの、テーマ別懇談会や、日曜昼間の開催、議会報告の説明時間の短縮など、参加しやすい懇談会となるような取り組みを進めた。 広報や、対面方式ではない懇談会の開催など、今後も工夫をしていく必要がある。	B	3	有

(議会広報)

第12条 議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
従来の広報以外の媒体の活用や、本会議のネット配信に合わせた、紙媒体とネットの融合など、今あるものの強みも利用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つきっかけになるよう、より一層の広報に努める。	B	3	無

第4章 市長等との関係

(緊張関係の保持)

第13条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保持しなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
議会及び議員には、政策形成、及び行政のチェックという二つの責務があることを理解且つ自覚しており、市長等とは緊張ある適切な関係が保たれている。	A	4	無

(論点の明確化)

第14条 議員は、論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式で行うことができるものとします。

2 市長等及びその補助機関である職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認することができるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
一問一答方式の導入により、導入前より論点及び争点が明確化された。 今後も、論点が不明瞭にならないよう、議員ひとり一人が論点を明確に示し、市長及び市民に対して、わかりやすい議論に努めていく。	B	3	無

(重要政策等の説明及び審議等)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要政策等」といいます。）について、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができるものとします。

- (1) その実施を必要とする背景、目的及び効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 政策形成過程での市民参加の有無及びその内容
- (4) 総合計画又はその他の計画との整合性
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の重要政策等の提案を受けた時には、審議等に当たって立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとします。

3 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、市長等に対し、必要に応じて第1項の規定に準じた施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
閉会中の常任委員会開催により、時期を逃さず情報提供を求めることが可能となった。 しかしながら、議会が認識している重要施策の全てにおいて、説明や資料の提供を機を逃さず受けることができているとは言えない。 重要施策について、市長等と議会の認識が一致し、機を逃さずに説明や資料の提供が行われるように、互いの意思疎通を図っていくなど、今後取り組みをしていく必要がある。	C	2	無

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができるものとします。

2 前項の規定により追加する事項については、別に条例で定めます。

評価内容	評価	点数	改正
対象となる事案がなかったため、評価は行わない。	—	—	無

第5章 議会機能の強化

(議員間討議及び合意形成)

第17条 議会は、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を促進し、議会としての合意形成に努めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
島根原発の安全性やエネルギー政策、新型コロナウイルス感染症対策に関しての市長要請の際など、議員間討議を行い合意形成を図った。 しかしながら、多様な考え方を持つ議員の集まった合議体という特性をいかした議員相互の活発な議論が充分にはできていない。 委員会等での議論の場で、議員相互間の自由討議が促進されるよう、議員間討議のしくみを検討・構築する必要がある。	C	2	無

(議会改革の推進)

第18条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、さらなる議会改革を継続し推進するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
優先すべき議会改革の課題を明確にしながら、一つ一つ改革を継続・推進することで、その成果を市民に還元していく必要がある。	B	3	無

(調査研究機関の設置)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査及び検討のため、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
「調査研究機関」を設置する詳細な手続き等、先進事例を参考にして、必要時すぐに実施できるよう、検討・議論に着手する必要がある。	D	1	無

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、さまざまな機会を捉え、議員研修を実施するものとします。

評価内容	評価	点数	改正
観光協会会長を招いて情報メディアに関する特別講演を開催するなどの研修を実施した。しかし、コロナ禍の影響もあり、実施機会が少なかった。 同様な状況下でも、例えば、対面によらない研修ができるよう体制を整えていくことも必要である。	C	2	無

(議会事務局の強化)

第21条 議会は、議会の政策形成能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
議会の政策形成能力のさらなる向上、より一層の円滑かつ効率的な運営をするため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めていくことが必要であり、そのための取り組みはできていなかった。 法制度の複雑化や情報通信技術の目覚ましい進歩など、世の動きを鋭敏に捉え、即応していくためにも、必要な人材を取り入れ、また育てていくことが重要である。 今後は、人員確保を含めた議論など取り組みを行っていく。	D	1	無

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
必要最低限の書籍、会議録を含めた資料などの確保はできている。 今後は、以下3点の視点を加えて、図書室の充実について議論をしていく必要がある。 ①同一敷地内にある市民図書館との差別化 ②電子媒体と紙面媒体それぞれの利点を踏まえた上での収集整理 ③一般に利用させることもできるものであることから、開かれた議会としての図書室の役割	D	1	無

(予算の確保)

第23条 議会は、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実を図るために、必要な予算の確保に努めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
必要な予算の確保は出来ているところであるが、今後も充実した議会運営、議会・議員活動を行っていくために必要な予算の確保、そのための議論を行っていく。 合わせて今年度から実施している議会のペーパーレス化の取り組みのように、コスト削減にもつながる取り組みも行っていく。	B	3	無

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第24条 議員定数は、議会機能の確保、強化という観点に立ち、市政の現状、将来見通し、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

評価内容	評価	点数	改正
議員定数を1名削減したが、今後も議論は必要である。	B	3	無

(議員報酬)

第25条 議員報酬の改定は、本市の財政状況、将来見通し、社会経済情勢、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員報酬は、別に条例で定めます。

評価内容	評価	点数	改正
報酬については、今回の定数減に合わせ検討することとなっていたが、コロナ禍により、議員報酬の結論は棚上げとした。今後も議論が必要である。	B	3	無

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究及び活動を積極的に行うものとします。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、説明責任を果たさなければなりません。

3 政務活動費の交付は、別に条例で定めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
コロナ禍により、政務活動費による調査研究や視察（研修）はあまり行えなかった。社会情勢を鑑み、コロナ対策給付金等の事業を実施し、政務活動費の剰余分を財源に充てるよう市長要請を行った。 実施した視察（研修）報告書や収支報告書は市議会ホームページで公開している。	A	4	無

第7章 最高規範性

(最高規範性)

第27条 この条例は、議会における最高規範となるものです。

2 議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

3 議会は、議員にこの条例の理念と内容について、議員の任期開始後速やかに研修を行わなければなりません。

評価内容	評価	点数	改正
この条例は、議会における最高規範であることから、他の条例の制定又は改廃においては、根幹に位置するこの条例の理念及び各条文に照らし、それに反することがないよう審議を行っている。 しかしながら、議員の任期開始後に速やかに研修は行っていない。	B	3	無

第8章 補則

(条例の見直し)

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後2年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。

2 検証と見直しにあたっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。

3 議会は、第1項の規定に関わらず必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うものとします。

評価内容	評価	点数	改正
議会改革推進特別委員会で鋭意検討中。	—	—	無

(その他)

第29条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定めるものとします。

評価内容	評価	点数	改正
本条は、具体的評価項目がないため、評価は行わない。	—	—	無